

答 申

第1 審査会の結論

山形県教育委員会は、令和4年4月8日付け教職第44号個人情報開示決定通知書により行った決定のうち、外部専門家が誰なのかが分かる文書及び外部専門家の意見を記録した文書について不存在とした部分を取り消し、開示請求に係るこれらの文書に対応する公文書として「ハラスメント・ホットラインに寄せられた相談をきっかけとした調査について」及び「パワー・ハラスメントの調査結果を手交した際の想定Q&A」を特定した上で、当該公文書のうち別表に掲げる部分を除いて開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人 ○○ ○○ 氏は、令和4年3月25日、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、実施機関に対し、以下のとおり個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

開示請求の内容

教職号外令和3年12月28日教職員課長 ○○○○が○○○○に対して発行した「パワー・ハラスメントの調査結果について」の文書について、調査結果の判断に不服があるので以下の文書の開示を請求します。

- ① 外部専門家が誰なのかが分かる文書（以下「開示請求文書①」という。）
  - ② 外部専門家の意見を記録した文書（以下「開示請求文書②」という。）
  - ③ 教職号外令和3年12月28日の文書を決裁したことが分かる文書（以下「開示請求文書③」という。）
  - ④ 教職号外令和3年12月28日の文書の調査結果の判断となった理由が記載された文書（以下「開示請求文書④」という。）
- 2 実施機関は、開示請求文書①及び開示請求文書②に対応する公文書については、備考欄に「外部専門家が誰なのかが分かる文書及び外部専門家の意見を記録した文書については不存在」と記載し、その余の文書については、開示請求文書③及

び開示請求文書④に対応する文書として、「パワー・ハラスメントの調査結果について（〇〇〇〇学校）」起案用紙及び通知文を特定した上で、その全部を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年4月8日付け教職第44号個人情報開示決定通知書により、審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年5月27日に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 実施機関は、令和4年9月1日、条例第22条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、審査請求に係る諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取り消し、本件開示請求に係る文書の開示を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び行政不服審査法第30条の規定により提出した反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関は、本件処分の理由について、開示請求文書①及び開示請求文書②については「不存在のため」、開示請求文書④については「開示した」としてはいるが、本件処分は次のとおり違法である。

##### ア 開示請求文書①及び開示請求文書②について

- ・ 山形県公文書等の管理に関する条例第4条第4号の規定により、公務員は個人の権利の得喪及びその経緯に関する文書を作成しなければならないのであって、不存在であるならば、不作為による違法である。
- ・ 開示請求文書①及び開示請求文書②は作成していないということであるが、処分庁の意思決定手続きにおいて、決定に至るまでの処理の記録、及び根拠を示した文書を作成していないのは、山形県教育委員会公文書管理規程第10条の規定に違反しており、開示請求文書①及び開示請求文書②は存在していなければならない。

##### イ 開示請求文書④について

- ・ 文書「パワー・ハラスメントの調査結果について」に記載されている校長が審査請求人に行った行為が「業務上の指導に相当する範囲を超えていない」理由が記載された文書を請求したのであって、開示された文書はそれに該当しない。したがって、山形県個人情報保護条例第12条の規定により、違法である。
  - ・ 開示した文書は「調査結果の判断経過を含む内容」であるとのことであるが、開示請求文書は理由や根拠が記載された報告書であり、それらが無い開示文書は開示請求文書に該当しない。
- (2) これらの文書が不存在であるならば、山形県公文書等の管理に関する条例第4条の規定により違法である。
- (3) 山形県個人情報保護条例第12条第4項第1号の規定により開示請求文書は開示対象から除外されるとあるが、開示請求文書は、校長の請求人に対する「行為」の評価理由であり、校長「個人に関する評価又は判断を伴う事務に関する情報」とは異なることから、弁明書の指摘は正しくない。
- (4) 審査請求人は、日本国憲法第21条で保障されている知る権利を侵害されている。

#### 第4 実施機関の主張要旨

##### 1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

##### 2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求文書①については、パワー・ハラスメントに該当するか、当課が相談した外部専門家が誰なのかが分かる文書については作成していない。
- (2) 開示請求文書②については、外部専門家の意見については、「該当しない」という意見をいただき、口頭による報告で支障ない内容であったため、文書を作成していない。
- (3) 開示請求文書④については、開示した文書は、調査結果の判断経過を含む内容となっている。
- (4) なお、山形県個人情報保護条例第11条では、何人も「個人情報を取り扱う事務（第4条第4項第1号に規定する事務を除く。）に係る公文書に記載され

ている自己を本人とする個人情報の開示を（中略）請求することができる」と規定しているが、第12条第1項第4号では、「診察、指導、選考、その他の個人に関する評価又は判断を伴う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」について除外されている。

(5) 以上のことから、本件処分は規定に基づくものであり、適当である。したがって、審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件開示請求について

(1) 本件開示請求は、審査請求人が実施機関に対して行ったパワー・ハラスメントに係る相談において、令和3年12月28日付で実施機関が審査請求人に対して発出した当該相談に対する調査結果を通知する文書「パワー・ハラスメントの調査結果について」（以下「結果通知」という。）に係る以下の文書の開示を求めたものである。

- ① 外部専門家が誰なのかが分かる文書（開示請求文書①）
- ② 外部専門家の意見を記録した文書（開示請求文書②）
- ③ 教職号外令和3年12月28日の文書を決裁したことが分かる文書（開示請求文書③）
- ④ 教職号外令和3年12月28日の文書の調査結果の判断となった理由が記載された文書（開示請求文書④）

(2) これに対し、実施機関は、開示請求文書①及び開示請求文書②に対応する文書は不存在とし、開示請求文書③及び開示請求文書④に対応する文書として、「パワー・ハラスメントの調査結果について（〇〇〇〇学校）」起案用紙及び通知文を開示したものである。

### 2 関係条文について

(1) 条例第12条第1項第2号の規定について

条例第12条第1項第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示事由として規定しており、同号ただし書において、「イ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ロ

公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報（開示することにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報・・・を除く。）のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここでいう「個人の権利利益を害するおそれ」とは、法令等又は社会通念に照らして当該個人の権利利益が損なわれることをいうが、その「おそれ」があるかどうかは、当該個人情報の内容等を勘案して個別具体的に判断することになるものである。

また、ただし書きは、公務員の情報も個人に関する情報ではあるが、職、氏名及び職務遂行の内容に関する情報については、行政の説明責任の観点から開示する範囲を拡大する取扱いとするものである。しかしながら、公務員等についても個人の権利利益は保護されるべきであり、特に氏名については、当該公務員の私生活においても一般に用いられていることから、その生活に不当に影響を与えるおそれがある場合については、不開示の取扱いとなるものである。

#### (2) 条例第12条第1項第3号の規定について

条例第12条第1項第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの」を不開示事由とし、「次に掲げる」ものとして、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報などを規定している。法人等又は事業を営む個人の事業に関する情報によっては、開示することにより、これら利益を害するおそれがあるため、これを防止する趣旨である。

ここでいう「競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれ」があるかどうかについては、当該情報の内容だけでなく、開示請求者と法人等の関係、法人等が営む事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け、開示した場合の影響等を勘案し、個別に判断するとされている。

#### (3) 条例第12条第1項第4号の規定について

条例第12条第1項第4号は、「診療、指導、選考、相談その他の個人に関する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示事由としている。

つまり、開示とすることにより、評価等の過程やそれらの基準が明らかになり、

本人に悪影響を及ぼすこと、評価者等と本人との信頼関係を損なうこと、評価者等が正確な評価等ができなくなることなどの結果をもたらす場合も考えられることから、これらを防止しようとするものである。

#### (4) 条例第12条第1項第7号の規定について

条例第12条第1項第7号は、「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示事由とし、「次に掲げる」ものとして、監査、検査に係る事務、契約、交渉に係る事務、調査研究に係る事務、人事管理に係る事務などを規定している。事務・事業の性質によっては、開示することにより、当該事務・事業の適正な実施に支障が生じるおそれがあるため、これを防止する趣旨である。

ここでいう「適正な実施に支障を及ぼすおそれ」とは、情報を開示する利益と県の事務・事業の適正な遂行を確保する利益との比較衡量により開示・不開示がなされる趣旨であり、したがって、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであり、当該事務・事業又は将来の同種の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすなどのおそれがあるものである。

### 3 開示請求文書①及び開示請求文書②に対応する公文書について

#### (1) 開示請求の対象となる公文書の存在について

結果通知に「外部専門家の意見を踏まえて」との記述があるとおり、実施機関は、外部専門家に意見を聴いているが、当該外部専門家が誰なのか分かる文書や外部専門家の意見を記録した文書は作成していない旨主張する。これについて、審査会において、意見を聴いた外部専門家の名前や意見が記載された文書が一切存在しないことは考えにくいとして、実施機関にこれらの文書の有無について改めて尋ねたところ、以下の文書が確認された。

#### 【確認された文書】

- ・ 「ハラスメント・ホットラインに寄せられた相談をきっかけとした調査について」と題する文書（以下「文書A」という。）
- ・ 「パワー・ハラスメントの調査結果を手交した際の想定Q&A」と題する文書（以下「文書B」という。）

なお、これらの文書が確認された後、開示請求文書①及び開示請求文書②に対応する他の文書の有無について、審査会事務局職員をして実施機関を調査したが、

上記以外の公文書は確認されなかった。

(2) 文書Aについて

ア 開示請求対象公文書への該当性について

当該文書は、実施機関において、審査請求人からのパワー・ハラスメントの相談に対する今後の進め方について、担当者が起案し、所属長が押印決裁したものである。

審査会において当該文書を見分したところ、「押印決裁欄」があり、「調査手順」に外部専門家の名前が記載されているほか、「相談者」、「主訴」、「関係者」、「調査の意義」、決裁過程で付け加えられた手書きのメモが記載されていた。

「押印決裁欄」には所属長までの押印があり、「調査手順」に外部専門家の名前が記載されていることから、文書Aは開示請求文書①に対応する公文書にあたり、開示請求対象公文書に該当すると認められる。

イ 開示の可否について

審査会が実施機関に当該公文書の内容について開示の可否を尋ねたところ、以下のとおりであった。

【開示をしない部分】

- (ア) 「調査手順」のうち外部専門家の名前が記載された部分（以下「不開示部分ア」という。）
- (イ) 「主訴」の手書き部分のうち、第三者の発言をもとに記載された部分（以下「不開示部分イ」という。）
- (ウ) 「関係者」のうち関係者について記載された部分（以下「不開示部分ウ」という。）
- (エ) 「調査の意義」の本文（以下「不開示部分エ」という。）
- (オ) 「調査手順」の右側に、「関係者」として記載された手書き部分（以下「不開示部分オ」という。）

ウ 不開示妥当性の検討

実施機関は、文書Aのうち、不開示部分アは条例第12条第1項第3号及び第4号に、不開示部分イは同項第7号に、不開示部分ウ及び不開示部分オは同項第2号に、不開示部分エは同項第4号に該当し、不開示であると主張していることから、これらの規定への該当性について検討する。

(ア) 不開示部分アについて

① 実施機関の主張

実施機関に、条例第12条第1項第3号及び第4号に該当するとする具体的な理由を尋ねたところ、以下のとおりであった。

[条例第12条第1項第3号]

- 本号の「競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれ」があるかどうかについては、当該情報の内容だけでなく、開示請求者と法人等の関係、法人等が営む事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け、開示した場合の影響等を勘案し、個別に判断すると解されている。
- 本件開示請求において、外部専門家の名前を開示した場合、請求者は判定結果に不満を持っていることから、その判定に関わった外部専門家個人の正当な利益を害するおそれがあるほか、請求者から外部専門家に対して個人的なアプローチが可能となり、当該外部専門家から正当な意見をもらうことができなくなる可能性がある。
- そのため、事業を営む個人の社会的活動の自由等が不当に損なわれるおそれがあり、本号に該当する。

[条例第12条第1項第4号]

- 本号の「その他の個人に関する評価又は判断を伴う事務又は事業」とは、本号で例示する診療、指導、選考、相談以外の事務・事業であって、これらに類する個人の評価又は診断を伴う一切の事務・事業をいうとされている。
- また、その他開示することにより当該事務・事業又は将来の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものについて、本号の不開示情報にあたりとされている。
- 外部専門家の名前を開示した場合、将来の同様の事務に対しても、外部専門家が誰なのかが容易に想定される事態となり、中立性の担保が困難となることが想定されるため、本号に該当する。

② 条例第12条第1項第3号該当性について

文書Aにおいて、外部専門家として記載されている者は、実施機関との関係においては業務として相談を受けるのであり、氏名を非公開とすることを前提として業務を行っているという事実も認められない。また、氏名を開示することにより、個人の名誉、社会的評価、社会的信用、社会的活動の自由等が不当に損なわれるなどの不利益が生じるとまでは言えないと考えられる。

したがって、当該事業を営む個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第12条第1項第3号に該当しない。

③ 条例第12条第1項第4号該当性について

上述のとおり、実施機関が外部専門家に意見を聴いたことは明らかである。そうした状況の中、外部専門家の名前を開示したとしても、評価等の過程やそれらの基準が明らかになり、本人に悪影響を及ぼすこと、評価者等と本人との信頼関係を損なうこと、評価者等が正確な評価等ができなくなることなどの結果をもたらすとは考えられない。

したがって、条例第12条第1項第4号に該当しない。

④ 小括

上記より、不開示部分アは、条例第12条第1項第3号及び第4号に該当せず、その他の不開示情報にも該当しないと認められることから、開示するのが妥当である。

(イ) 不開示部分イについて

① 実施機関の主張

実施機関に、条例第12条第1項第7号に該当するとする具体的な理由を尋ねたところ、以下のとおりであった。

- ・ 本人以外の見解が含まれており、また、十分な調査が行われていない不確かなもので、本人の主張と食い違うものである。
- ・ そのため、開示することにより、請求者本人に誤解が生じる可能性があるほか、特定の者に不当な利益又は不利益を与えるおそれや、当該事務等の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当する。

② 条例第12条第1項第7号該当性について

確かに、本人以外発言をもとに記載した情報を開示することにより、実施機関が主張するような支障が生ずることはあり得るところである。しかしながら、文書Aに記載された内容と当該内容が記載されたときの状況等を踏まえれば、不開示部分イを開示したとしても、請求者本人に誤解が生じ、今後の相談に支障を及ぼすおそれや、関係者との信頼関係を損ない、当該事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれが生ずるとまでは言えないものと考えられる。

そのため、不開示部分イは、条例第12条第1項第7号に該当せず、その他の不開示情報にも該当しないと認められることから、開示するのが妥当である。

(ウ) 不開示部分ウ及び不開示部分オについて

当該部分には、ヒアリング調査を行う関係者が誰であるかがわかる情報

と関係者の選定に関する補足事項が記載されている。

#### ① 実施機関の主張

実施機関に、条例第12条第1項第2号に該当するとする具体的な理由を尋ねたところ、以下のとおりであった。

- ・ 公務員等についても個人の権利利益は保護されるべきであることから、その権利が不当に侵害されるおそれがある場合の公務員等の氏名の情報は不開示の取扱いとなり、特に氏名については、当該公務員の私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられており、これを開示すると、公務員等の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る。
- ・ 職名のみで、明確な名前が出ていない関係者について、不明のまま開示することはできない。また、職名のみであっても、職名で個人が特定されてしまうことや関係する人の数が不確かな状況なので開示することは難しい。

#### ② 条例第12条第1項第2号該当性について

公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については、開示することとされている。確かに、公務員等についても個人の権利利益は保護されるべきであり、その権利が不当に侵害されるおそれがある場合の公務員等の氏名の情報は不開示の取扱いとなるが、不開示の取扱いとするには、実施機関の主張は不十分であると考えられる。

また、実施機関は、明確な名前が出ていないため不明のまま開示することはできない旨主張するが、その主張は本号の不開示事由にはあたらないものである。

したがって、不開示部分ウ及び不開示部分オは、条例第12条第1項第2号に該当しない。

#### ③ 条例第12条第1項第7号該当性について

実施機関によれば、このような関係者への調査は、調査対象者について本人の同意をとって選定しているものではないとのことから、本人にとって関係者の範囲は、通常知ることのない情報であり、また、本調査は、関係者の協力があって初めて意義を有することとなるところ、調査への協力を周囲に明かさないことを前提に関係者に対して調査への協力を依頼しているとのことである。そうすると、関係者は調査への協力が明らかになる可能性があるとなれば、当該調査への協力を躊躇することや調査への協力を消極的になるおそれがある。

こうしたことから、関係者が特定される情報については、開示することにより、調査への協力を得られなくなり、当該調査、ひいては、パワー・ハラスメントに係る相談事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、当該情報のうち、関係者が誰であるかわかる情報については、条例第12条第1項第7号に該当し、不開示とするのが妥当と認められる。

なお、関係者のうち行為者については、パワー・ハラスメント調査の対象となることが明らかであり、また、文書Aの他の記述からも知ることができることから、関係者が特定される情報のうち、行為者が調査対象者であることがわかる情報については、開示して差し支えないものと認められる。

以上より、不開示部分ウ及び不開示部分オのうち開示しても支障が生じないと認められる部分を除く別表に掲げる部分は、条例第12条第1項第7号に該当し、不開示とするのが妥当である。

#### (エ) 不開示部分エについて

当該部分は、二つの文章で構成され、前段の文章には審査請求人も知り得ると考えられる事実に関する情報が記載されており、後段の文章にはパワー・ハラスメント調査についての必要性に係る判断要素及び対応案が記載されている。

##### ① 実施機関の主張

実施機関に、条例第12条第1項第4号に該当するとする具体的な理由を尋ねたところ、以下のとおりであった。

- ・ 不開示部分エを開示することにより、請求者に誤解を与え、今後、率直に意見交換や情報交換を行うことが困難になる可能性がある。

##### ② 条例第12条第1項第4号該当性について

不開示部分エの前段の文章は、審査請求人も知り得ると考えられる事実に関する情報を記載した部分であるから、開示をしても、事務・事業の適正な実施に支障が生じるとは考えられず、同号の不開示情報には当たらないと認められる。

後段の文章には、パワー・ハラスメント調査の必要性の判断要素となる部分とそれを踏まえた対応案が記載されている。このうち判断要素となる部分については、調査を行う必要があるか否かという対応を判断するにあたっての評価あるいは評価の材料となる事象に関する評価を記載した部

分であって、開示をすることにより、評価等の過程が明らかになり、当該事務・事業又は将来の同種の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

他方、後段の文章のうち対応案の部分については、審査請求人からの相談を受けて、その後の対応を記載したもので、開示をしたとしても支障が生じるとは考えられない。

したがって、不開示部分エのうち開示をしても支障が生じるとは言えないと認められる部分を除く別表に掲げる部分は、条例第12条第1項第4号に該当し、不開示とするのが妥当である。

### (3) 文書Bについて

#### ア 開示請求対象公文書への該当性について

当該文書は、結果通知の起案文書に添付されたもので、調査結果の手交に備えて作成した想定問答である。

審査会において当該文書を見分したところ、作成日と手交した際に想定される質問及びその質問に対する回答（案）が記載されているほか、外部専門家の名前及び外部専門家から指導を受けたとして外部専門家の意見が記載されていた。

当該文書は、結果通知の起案文書に添付されたものであり、また、外部専門家の名前が記載されていることから、開示請求文書①に対応する公文書にあたりと考えられる。

さらに、審査請求人は、外部専門家の意見を記録した文書を請求していることから、意見の内容がパワー・ハラスメントに該当するかどうかの判断に関わるか否かによらず、外部専門家の意見が記載されている当該文書は、開示請求文書②に対応する公文書に該当すると考えられる。

したがって、文書Bは開示請求対象公文書に該当すると認められる。

#### イ 開示の可否について

文書Bについて、実施機関に開示の可否及び理由を尋ねたところ、以下のとおりであった。

#### 【開示をしない部分】

(ア) 外部専門家の名前及びその指導内容が記載された部分（以下「不開示部分カ」という。）

(イ) 「質問」の欄及び「回答（案）」の欄に記載された部分（以下「不開示部分キ」という。）

#### ウ 不開示妥当性の検討

実施機関は、文書Bのうち、不開示部分カは条例第12条第1項第3号に、不開示部分キは同項第7号に該当し、不開示であると主張していることから、これらの規定への該当性について検討する。

(ア) 不開示部分カについて

不開示部分カのうち外部専門家の名前について、実施機関は、文書Aにおける外部専門家の名前に係る主張と同様の主張をしているが、文書Aにおける検討と同様、当該事業を営む個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、不開示部分カのうち外部専門家の指導内容についても、一般的な助言内容を記載したものと考えられることから、開示することにより事業を営む個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

このため、不開示部分カについては、条例第12条第1項第3号に該当せず、開示することが妥当である。

(イ) 不開示部分キについて

条例第12条第1項第7号該当性について検討すると、不開示部分キは、調査結果を手交した際に想定される質問とそれに対する回答内容が記載されている。これは、内部的な検討の最終過程において作成されたものと認められるが、こうした想定問答のような組織内での様々な検討が開示対象となれば、十分な検討が行えなくなるなど、請求人本人からの相談に対する事務及び本人以外の者に対する今後の相談の事務に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

そのため、別表に掲げる不開示部分キについては、条例第12条第1項第7号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 4 開示請求文書④に対応する公文書について

開示請求文書④は、結果通知に記載された調査結果の判断となった理由が記載された文書である。

- (1) 実施機関は、開示請求文書④に対応する公文書として、令和3年12月28日付で実施機関が審査請求人に発出した結果通知を特定し、開示しているが、その理由は、調査結果の判断経過を含む内容となっているからであるとする。
- (2) しかし、本審査会においては、パワー・ハラスメントの事実認定をする中で、開示した公文書以外に判断の理由や意思形成過程の経緯が記載された文書がないということは考えられないとして、審査会事務局職員をして実施機関に調

査を行ったが、判断となった理由が記載された文書を見つけることができなかった。

(3) そのため、結果通知を発出するまでの事実認定やその判断に至るまでの意思形成をどのように行ったかについて実施機関に確認したところ、回答は以下のとおりであった。

- ・ 今回の事案に係る判断については、実際には、起案の前段で決裁権者に対し聴取記録を用いて説明し、組織としての意思決定を行っており、その後に起案文書により決裁したものである。
- ・ 起案の前段で決裁権者に説明を行い、その後速やかに起案していることから、説明時の記録は作成しておらず、判断の理由が記載された文書についても開示した文書以外に存在しない。

(4) 以上により、判断の理由や意思形成過程の経緯が記載された文書はなく、事務処理上の適否は別として、開示請求文書④に対応する公文書は開示した公文書以外にないと認められる。

## 5 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 付言

山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号）第4条は、「当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、（中略）文書を作成しなければならない」と定め、文書の作成を義務付けている。また、山形県教育委員会公文書管理規程（令和2年4月県教育委員会訓令第6号）第13条第2項は、「別表第1の業務の区分の欄に掲げられた業務については、同表の公文書の類型の欄の規定を参酌して、文書を作成しなければならない」と定めている。

処分庁は、外部専門家の意見を記録した文書については、口頭による報告で支障ない内容であったため、パワハラ調査結果の判断に関する外部専門家の意見を記載した文書を作成していないとのことであるが、パワー・ハラスメントに係る相談という事案の性質を考えると、山形県教育委員会公文書管理規程別表第1の3（2）カ「職員の服務に関する」事項、あるいは16（3）「調停、あっせん、和解、仲裁その他紛争等の解決に関する」事項のいずれかに該当しうると思料される。さらに、審査請求人

に対する結果通知に「外部専門家の意見も踏まえて」と記載している。そのため、同条例第4条で定める文書作成義務の例外である「処理に係る事案が軽微なものである場合」に該当するとは考えられず、当該文書を作成すべきであったものと認められる。

加えて、同条例第5条及び第6条では、公文書の整理及び保存について定めているところ、本件審査請求に係る審査の過程において、本件処分時には不存在であるとした公文書が確認されており、実施機関において公文書の整理及び保存が適切に行われていなかったと言わざるを得ない。

個人情報保護制度及び情報公開制度が適切に運用され、県民の権利利益が確保されるためには、県が保有する公文書が適正に作成、整理、保存される必要がある。

そのため、実施機関は、山形県公文書等の管理に関する条例の趣旨にのっとり、公文書の作成、整理及び保存について適正な文書事務を行うよう付言する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年9月1日	審査庁から諮問を受けた。
令和5年5月17日 (第76回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年6月20日 (第77回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年8月28日 (第79回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年11月1日 (第81回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年11月29日 (第82回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年1月11日 (第84回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年2月22日 (第85回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年3月19日 (第86回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年5月22日 (第87回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年6月28日 (第88回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

氏名	役職	備考
伊藤三之	弁護士	会長
和泉田保一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
今野佳世子	社会保険労務士	委員
小松由美	行政書士	委員
薬丸有希子	弁護士	委員

別表

該当箇所	不開示とするのが妥当と認められる部分
文書A（ハラスメント・ホットラインに寄せられた相談をきっかけとした調査について）	
不開示部分ウ	14行目4文字目から10文字目まで
不開示部分エ	16行目37文字目から18行目6文字目まで
不開示部分オ	20行目から29行目までの余白に記載された手書きの部分のうち、3行目及び4行目
文書B（パワー・ハラスメントの調査結果を手交した際の想定Q&A）	
不開示部分キ	「質問」の欄及び「回答（案）」の欄に記載された部分全部

- (※) 1 ○行目とは、文字が記載されている最初の行を1行目として、以降、文字が記載されている行（手書きの文字が記載されている行を除く。）のみを順次数え上げたものであり、特に断りのない限り文字が記載されていない行及び手書きの文字が記載されている行は含まれない。
- 2 ○文字目とは、1行中に記載された文字の一番左側の文字を1文字目として、順次数え上げたものである。なお、句読点、文字の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし、空白は除いている。
- 3 表の線は、行及び文字とみなさない。